

有効期間満了日 令和9年3月31日

熊生企第649号

令和5年7月31日

「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」の決定について（通達）  
弱い立場に置かれたこどもや若者が性犯罪・性暴力の被害に遭う事案が後を絶たない現状等を踏まえ、「第8回性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・第13回こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議合同会議」において、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」（以下「緊急対策パッケージ」という。）が決定されるとともに、本年8月及び9月の2か月間を「こども・若者の性被害防止のための緊急啓発期間」として、啓発活動を集中的に実施することとされた。

緊急対策パッケージのうち、取り組むべき施策として盛り込まれた警察に係る施策は、別添「「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」の決定について（通達）」（令和5年7月26日付け警察庁丁人少発第916号ほか）のとおりであることから、各所属にあっては、同通達の趣旨を踏まえ、関係機関・団体等とも連携しつつ、引き続き、こども・若者の性被害防止のための対策を推進されたい。

※ 警察庁通達「「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」の決定について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。